

銚田・大洗広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例

制定 令和3年4月1日条例第17号

改正 令和3年10月5日条例第31号

改正 令和8年3月16日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 一般職の職員で常勤のもの及び銚田・大洗広域事務組合を組織する市町(以下「関係市町」という。)の一般職の職員で常勤のものが特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 特別職の職員が新たにその職についたときの年額報酬は、その職についた日の属する月から月割をもって算出した額とし、その職を離れたときの年額報酬は、その職を離れた日の属する月まで月割をもって算出した額とする。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 特別職の職員に支給する年額報酬は、毎年度末月に支給し、日額報酬は、適宜支給する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、年額報酬の支給月を変更することができる。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、管理者、副管理者及び監査委員が関係市町の区域内を旅行したときは、旅費(宿泊料を除く。)を支給しない。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償の支給方法については、銚田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年銚田市条例第44号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第1号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

| 区分 | 報酬額 | 旅費の額（相当する職） |
|----------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 管理者 | 年額 80,000 円 | 銚田市長 |
| 副管理者 | 年額 76,000 円 | 銚田市副市長 |
| 監査委員 | 日額 5,000 円 | 銚田市副市長 |
| 情報公開・個人情報 保護審査会委員 | 日額 5,000 円 | 銚田市副市長 |
| 行政不服審査会委員 | 日額 5,000 円 | 銚田市副市長 |
| 新ごみ処理施設整備 検討委員会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 その他の者 日額 5,000 円 | 銚田市副市長 |
| 新ごみ処理施設事業 者選定委員会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 その他の者 日額 5,000 円 | 銚田市副市長 |
| 銚田・大洗広域事務 組合廃棄物減量等推 進審議会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 その他の者 日額 5,000 円 | 銚田市副市長 |